

イベント用物品等使用における注意事項

1、貸出対象について

物品の貸出を受けることができるのは次の団体等になります。

- (1) 市内の自治会等の自治組織
- (2) 市内に在住、在勤又は在学するもので構成されている団体
- (3) 市内の公共施設において、管理者の許可を受けて施設を利用する団体
- (4) その他適当と認める団体

※使用目的が営利活動、宗教活動および政治活動には貸出できません。

2、貸出数・使用期間の調整について

貸出できる物品には数に限りがあるため、他団体と使用日が重複した場合は、数の変更をお願いすることがあります。できる限り、必要最小限の数と使用期間としていただきますようご協力をお願いします。

3、使用に関する事項について

申請の際に次の事項について、同意がない場合は貸出できませんのでご了承ください。

- (1) 移動・保管等に関して細心の注意を払い、破損・汚損・紛失等のないよう丁寧に使用します。また、使用目的に合った通常の用法で使用します。
- (2) 物品を紛失・破損等させた場合は、必ず商工観光課に報告し、使用者の責任において修理または同等品以上の物品を補充します。
- (3) 返却時は、使用物品の数量及び状態等を確認・点検し、清掃の上返却します。
- (4) 他団体と物品・貸出日等の重複があった場合は、商工観光課の決定に従います。

4、貸出物品

- ・ワンタッチテント (3m×3m)
- ・ワンタッチテント (1.8m×3.6m)
- ・テントおもり
- ・机白大 (0.6m×1.8m)
- ・机白小、木製 (0.45m×1.8m)
- ・軽量イス
- ・その他 (三角コーン、三角コーンおもり、コーンバーなど)

5、申請から使用、返却までの流れについて

- (1) 商工観光課へ借りたい物品の在庫数を確認
- (2) 申請書へ記入 ※使用に関する事項を必ずチェック
- (3) メール、ファックス、郵送または持参にて提出
- (4) 商工観光課決裁後の申請書控えを受け取る
- (5) 利用日当日（又は利用日に近い平日）の 8 時 30 分～17 時 15 分の間に
物品が保管されている倉庫のカギを商工観光課で受け取る
- (6) 申請書控えで数などを確認しながら、借りた物品を搬出、使用
- (7) 使用后、借りた物品の状態、数を確認し、倉庫内の元の位置に返却
- (8) 商工観光課へカギを返却 ※破損等があれば報告する

6、その他

・ワンタッチテントは購入から期間が経過しているため、雨を十分に防ぐことはできません。上部に水が溜まると足が折れる危険性があるため、水を落とすなど適切な対応をお願いします。

7、問い合わせ・申請書提出先

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

香南市役所本庁舎 4F 商工観光課

TEL：0887-50-3013

FAX：0887-50-3014

メール：shoukou@city.kochi-konan.lg.jp

8、物品の保管場所

住所：香南市吉川町吉原 95（旧吉川庁舎北側）

近隣施設：吉川小学校、吉川郵便局